

令和四年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

島根県県税条例の一部を改正する条例 .....	1
-------------------------	---

令和4年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第77号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたこと等に伴い、法人の事業税の税率等及び不動産取得税の申告等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の課税方式及び税率を次のとおり改正すること。

ア 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人のうち、2以下の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人の所得割の税率

区 分	改正前	改正後
所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4	100分の1
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7	
所得のうち年800万円を超える金額	100分の1	

(イ) ガス供給業を行う法人の課税方式及び税率

改正前			改正後		
業の区分	課税方式	税率	業の区分	課税方式	税率
導管事業	収入割	100分の1	導管ガス供給業	収入割	100分の1
ガス製造事業者			特定ガス供給業	収入割	100分の0.48
				付加価値割	100分の0.77
			資本割	100分の0.32	
			特定ガス供給業以外のガス	一般の法人(電気供給業等を行	

		製造事業者	うものを除く。)に同じ。
旧一般ガスみなしガス小売事業者		旧一般ガスみなしガス小売事業者	

イ 住宅及び住宅用地の取得に係る不動産取得税の特例措置の要件に該当すると認められるときは、当該不動産の取得者から申告がなかった場合であっても、特例措置を適用することができること。

ウ 不動産の取得者が所定の期間内に当該不動産に係る登記の申請をした場合は、不動産取得税に係る申告又は報告を不要とすること。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでないこと。

エ その他規定の整理

- (2) (1)のアからウまでについては、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和4年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこと。
- (3) (1)のアからウまでについては、(2)の場合を除き、改正法による改正後の地方税法の規定の内容が当該規定に対応するこの条例の改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとする。

### 3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。ただし、2の(2)及び(3)については公布の日から、2の(1)のエの一部については令和5年1月1日から、2の(1)のウについては令和5年4月1日から施行する。